

第9回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

令和元年5月27日

【中村部会長】 それでは、ただいまから第9回の独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会を開催させていただきます。本日は、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

4月25日の委員会で野路委員長から本部会の部会長の指名を受けました中村でございます。引き続きよろしくお願いたします。

まず、議事1につきまして、独立行政法人評価制度委員会令第1条第5項に基づきまして、本部会の部会長代理を私から指名させていただきたいと思ひます。独法制度創設当初から会計基準策定に携わっておられ、現在も日本公認会計士協会で公会計を始めとした会計制度に幅広く携わっておられます梶川融委員に引き続きお願をしたいと思います。よろしくお願いたします。

【梶川部会長代理】 よろしくお願いたします。

【中村部会長】 本部会の議事の取扱いにつきましては、これまでと同様、原則公開としておりますので、よろしくお願いたします。

本部会の名簿及び規程等につきましては、お手元の参考資料1から5をご確認ください。

それでは、議事2に移りたいと思ひます。資料1「独立行政法人の連結財務諸表及び出資の評価等に係る論点のたたき台」及び資料2「連結対象の特定関連会社一覧」に関しまして、まず事務局から15分程度説明をお願いたします。

【神谷管理官】 それでは、資料1に基づきまして、独立行政法人の連結財務諸表及び出資の評価等に関する論点についてご説明いたします。

まず、1.の「検討の経緯」でございますけれども、当部会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会は、独法の財務報告に関して、理論的・体系的な整理を行った「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を平成29年9月に公表いたしました。

この「基本的な指針」に基づきまして、昨年9月に「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂、また、本年3月に「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂を行ってまいりました。

この過程で、独法における「連結財務諸表」についてもご議論いただいたところがございますけれども、結論には至らずに、平成30年9月改訂の会計基準においては、「連結財務諸表に関して『基本的な指針』を踏まえた必要な改訂を行うにとどめ、役割及び体系等の検討を行っていないが、今後の独立行政法人による出資等の状況を注視し、基準及び注解の見直しについても検討していくこととする。」としたところでございます。

この「独法による出資等の状況を注視し」というところでございますけれども、その後、平成31年1月に「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」が施行されたことによりまして、出資可能な研究開発法人の拡大や出資先の拡大がなされたことを受けて、現在の出資・投資の実態や連結財務諸表の活用状況も踏まえ、適切な情報提供の観点から、連結財務諸表の取扱い及び個別財務諸表における出資の評価について検討してはいるかがかということでございます。

次いで2.の「現状の把握」ということで、現行の制度と連結財務諸表の作成の実態についてご説明いたします。

独法では、法律上の立て付けといたしまして、個別法において定めがある場合のみ出資が可能とされております。独法制度創設当時、独法というのは57法人あったわけでございますが、出資規定を有しておところは1つもなかったということでございます。今回の科技イノベ法により新たに17法人が出資可能となったと。科技イノベ法では22法人が列挙されているのですけれども、もともと出資規定があったところもありまして、17法人が新たに可能になった結果、87法人中28法人で出資が可能となっております。状況は、この間、大きく変わったということだと思います。そして、個別法に基づく出資先が独法の連結会計基準における「連結の範囲」に含まれる場合には、連結財務諸表を作成することを主務省令で定めているという状況でございます。この連結基準の設定当時は、個別法に基づく出資は主として政策目的の資金供給が想定されていましたが、現在はそれ以外に出資可能な法人というのがあります。

2ページ目、1つ目の矢印のところでございますが、これは都市再生機構、URの例でございます。そして2つ目の矢印がただいま申し上げた科技イノベ法に基づく研究開発法人による出資で、ベンチャーやベンチャーキャピタルなどへの出資が可能となっております。

資料2は、現在、連結財務諸表を作成している法人についてまとめたものでございます。作成しているのは4法人で、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、

情報処理推進機構、そしてURでございます。平成29事業年度末現在でそれぞれ1つから3つの特定関連会社、いわゆる子会社を連結対象としております。出資比率や業務の概要は記載のとおりでございますので、詳細は割愛させていただきます。

資料1の2ページ目にお戻りいただきまして、ここから3.の「見直しに係る論点」の論点を7つ説明させていただきます。

論点1が、連結財務諸表の作成の目的でございます。連結基準において、連結財務諸表作成の主たる目的は、「公的な資金がどのように使用されているかを示すことにある」とされています。この目的は、現在の出資の実態に鑑みて適切かどうかという論点を挙げさせていただきました。これにつきましては、先ほどご説明いたしました出資の状況を踏まえれば、企業会計の基準と同様に、「支配従属関係にある関係法人集団の財務情報を総合的に報告する」という目的も考えられるのではないのでしょうか。また、これまでの目的であった「公的な資金がどのように使用されているか」につきましては、個別財務諸表における出資の評価方法の変更や情報提供の拡充によって説明責任を果たすことも可能ではないかと考えられるところでございます。

この個別財務諸表における出資の評価及び情報提供については、論点2にまとめております。

まず、論点2の「①個別財務諸表における出資の評価」ですが、結論から申し上げますと、個別財務諸表における関係会社株式の評価に持分法的な会計処理を行うこととしてはどうかということでございます。現行の基準では、持分額が取得原価より下落した場合のみ、損失が計上されるとともに、貸借対照表計上額の減少がなされますが、この処理を採用することにより、持分額が取得原価を上回った場合にも持分額を貸借対照表に反映することが可能となります。

ただし、次の②、3ページ目でございますけれども、「資金の裏付けのない評価益」にまとめておりますけれども、持分法を採用した場合、取得原価を上回る利益相当額については、配当や株式の譲渡による出資の回収がなされない場合、資金の裏付けがないものとなります。資金の裏付けのない利益は目的積立金に計上して、剰余金の使途に当てることができないと考えられますので、経営努力に反映する利益情報を提供する損益計算書に含めるかどうかという論点がございます。これにつきましては、当該利益相当額を損益計算書には計上せず、純資産に直接計上することが考えられます。そして、配当や株式の譲渡などの出資の回収による入金が増加した段階で損益に計上すること、いわゆるリサイクリン

グを行う方法が考えられるのではないのでしょうか。このように出資の評価に「部分純資産直入法」及び入金確定による利益計上をあわせて採用することで、3 ページ目の囲みの中の4つの矢印に記載しておりますように、持分額の貸借対照表への反映ですとか、持分法で評価した場合の損失、利益の適切な計上が達成できるものと考えております。

さらに、出資の評価に加えまして、③の「個別財務諸表における出資先の情報提供の拡充」も必要ではないかと考えられます。出資先の資産、負債、資本金など財務情報や、名称、業務の概要、独法との関係などの非財務情報は、連結財務諸表の附属明細書の中で表示されています。公的な資金がどのように使用されているかについては、これらの記録を個別財務諸表の注記や附属明細書に記載して説明責任を果たすことが考えられます。また、法人の評価書に記載されている「主要なインプット情報」は、個別財務諸表における数値などが含まれていますし、出資先の情報が個別財務諸表に反映されることは、法人の評価においてもより充実した情報が提供されることとなると考えられます。

続いて、論点3の連結の範囲です。現在は、重要性が低い特定関連会社などを除き、全ての特定関連会社を含めることとされていますが、連結財務諸表の作成の目的を踏まえて、その範囲を検討すべきではないのでしょうか。そして、検討に当たっては、科技イノベ法に基づくベンチャーキャピタル等に対する新たな出資につきましても、これはまだ出資がなされておられませんので、どのような形での出資が検討されているのかなどの実態を把握した上で、連結の範囲に含めるべきかどうかの検討を行うべきではないのでしょうか。さらに、それらを踏まえまして、連結の範囲から除外することが可能と考えられる特定関連会社の類型や除外した場合の注記について、会計基準等で考え方を示すべきではないかということとございます。

以上、論点1から論点3が連結財務諸表の在り方の大枠に関する論点でございます。

続きまして、論点4から論点7までについてご説明いたします。

論点4は、体系、すなわち具体的にどういった財務諸表を作成するかについての論点です。基本的には、昨年9月の会計基準の改訂で財務諸表の体系を変更しましたが、連結財務諸表もこれに合わせて変更すべきかどうかということとございます。主な論点は、連結行政コスト計算書及び連結純資産変動計算書を新設するかどうかということですが、個別財務諸表と平仄を合わせるという意味では作成すべきと考えられますけれども、情報の重複という意味では連結行政コスト計算書について作成不要ということも考えられるかと思っております。

論点5は、連結附属明細書、連結セグメント情報、連結財務諸表注記の記載についてです。個別財務諸表における情報提供の拡充や、事業報告書における非財務情報の充実などを前提とすれば、一定の簡略化を行い、作成コストの軽減を図ることが認められるのではないのでしょうか。

論点6は、連結財務諸表を作成する法人は、事業報告書において連結情報を「独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報」として記載すべきではないかという論点です。この場合、事業報告ガイドラインの該当箇所を改訂する必要があるのではないかと考えられます。

論点7は、連結基準を改訂した場合、当年度の適用とするか、次年度の適用とするかについて、メリットとデメリットをそれぞれ白丸と黒丸で記載しています。当年度からの適用とすると、昨年9月の改訂会計基準の適用時期と同じタイミングとなるというメリットがあるものの、実務対応に余裕がないという可能性があります。次年度適用とする場合、その逆で、比較的余裕を持って改訂に対応できるという利点があると考えられます。

以上が連結財務諸表に関する論点でございました。

次の6ページ、4.「その他の論点」は、「固定資産の減損会計」についてでございます。独法制度の減損会計の導入から10年以上が経過しておりますので、会計基準が実務と整合しているかなどを連結に関する諸課題とともに法人にアンケート調査いたしまして、まずは改訂の検討の必要性を判断してみてもどうかということでございます。

最後に、「スケジュール」をまとめております。本日この後ご議論いただきます内容を踏まえまして、7月5日に予定しております共同ワーキング・チームで、改めて論点の整理や法人に対するアンケートの内容などについてご検討いただきたいと思いますと考えております。その後につきましては、記載のとおりスケジュール、前倒しできればそれにこしたことはないと思っておりますけれども、年度内に改訂を終えるというようなスケジュールで進めていければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

【中村部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。

まず、今、説明を区切ってやっていただきましたけれども、密接に関連すると思われる論点1から論点3について、皆様のご意見やご質問等をお願いしたいと思っておりますが、ど

うぞ積極的にご意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

【樫谷委員】 皆さんも十分に最初のころから会議をされているので、梶川先生と会田先生はよくご存じだと思いますけれども、連結財務諸表というのは一体何だろうというところから、独法におけるということですけど、民間の場合は、ガバナンスの所在とか支配権とか、そういう観点で見ればいいんですが、パブリックにはパブリック特有のところがあって、お金出しているけど、支配権がないといったことが生じているんですね。それで、どう整理をすればいいかなというところで、ここに2ページの論点1に書いてあるように、資金供給、つまりお金の流れは税金を使っているので、税の流れを把握するのが一番いいということで、資金供給、資金がどのように使用されているかということを中心に整理をしたわけですよ。ところが、例えば事業報告書なんかに説明ベースで出すときに、権限がないとかガバナンスも届かないところの情報を出して、一体、どういう意味があるのかというところの議論と2つあって、とりあえずこっちにしたんですけども、今となっちはいろんな形のものでできてきたので、むしろそっちの資金供給も大事だけど、資金供給は別の情報で出して、そういうガバナンスを中心に考えてもいいんじゃないかと。支配権をどう位置づけるかというのはいろいろありますけれども、そういうふうに考えてもいいんじゃないかというふうに昔から思っていたので、改めて今回、議論をいただけることになるんじゃないかと思います。

【中川委員】 そもそも、連結財務諸表つくりますか、まで話をひっくり返したら大変なことになると思うんですけど、そこは一つ確認はあるのかなというのと、たまたま今言っていた支配権とかガバナンスが届かないと言われても、お金を出しているんで、それに見合う監督責任、管理責任というのは持っていてももらいたいというのが一般企業における連結であったり、例えば持分法適用のレベルであっても、しかるべきものは入手するというのは、出資している側からすると、株主が一般にいらっしゃるので余計にそうですけど、責務なので。このあたりは、独法さんは国からの税金とか主務大臣の監督なり受けている、認可もらったものの範囲だということはあるので、ここの整理って必要かなとは思いますが。どの程度を要求するべきでしょう。出資した責任、独法側の出資を決めた責任に対する義務って、どこまでどういうことをしてもらおうのかということですね。とる情報とかですね。ということがまず1つ、出資の時点で、ここからどっとできる法人さんが増えるので、ここの会議で話すことではないかもしれませんが、スタート時に確認してお

くべき部分なのかなと思います。その上で、会計のルールとしてこのぐらひはきちんと出しましょう、こういう形で出しましょう、だから一部単体でつくっているようなものの一部は不要ですねという整理だと思います。

ポイントが曖昧ですけど、そもそも論のところからして確認が必要かと思ったということです。

【樫谷委員】 今おっしゃったようなパターン、いろいろありますよね。整理をしても良かったほうがいいのかもわかりませんね。一応やっていますけれども。これと言えばJOGMECですね。当時の石油公団は、不良資産がいっぱいあって、整理してないんじゃないかと。民間だと連結つくるよねという話だったので、私もそうかなと思ったんですね。ところが、よく聞いてみると、出資という形でお金は供給しているけれども、マネジメントは共同出資先が責任持ってやっているんだと。ただ、一方で、出資しているんじゃないかという責任があつて、消極的なマネジメント、ガバナンスも当然あるので、それは消極的なガバナンスというか、マネジメントというか、支配も含めれば支配基準で十分いけると思うんですよね。ただ、「じゃあ、それ、誰の責任」と。うまくいかなかったとき。特にJOGMECなんか見ると、要するに最初の収益上がらない段階で出資をするわけですよね。当然減ってくるわけですよ。そんなの出資じゃなくて、別で出したほうがいいんじゃないかと思うぐらいですけど、出資で出して、当然、最初の段階ですので、収益上がらないですよね。どんどん目減りするだけですよ。で、うまくいかなかったら途中でほっぽらかしになっていて、当時はですね。それがそのまま幾つもの会社が置かれていたので、それを整理しようということにはなつたんですね。だから、放っておかれること自体も問題ですよ。だから、それは消極的な支配権は、もちろん過半数あるので、それも含めて、それは連結しなくても持分法でいいんじゃないかという考え方もないわけではありませんよね。ただ、増えることはないままですよ。要するに、最初の段階で資金供給するので、収益が上がらない段階での出資ですよ。ということは、持分が増えるということは、もうちょっと次のステップに行けばあるんでしょうけど、ないんですよ。

【梶川部会長代理】 このお話は、たしかもう十何年前の話で、お金を出される性格の問題が根本にあつて、連結をどうしましょうかというお話だつたと思うんですね。逆に言うと、今回もどうしてもそのお話になって戻ってきて、「出資の実態に鑑みて」という事務局ご提案の部分というのは非常に重要な部分で、ここがこの先もどうなるのかなということが一番重要にはなるかなと。

今、榎谷先生のご説明、当初の部分というのは、本当にごく一部の法人以外は研究開発に対する資金出資とか、今のJOGMECや、公的資金で、本来、補助金的性格があるようなものを、多分これ、出されるほうの事情もというか、国の会計の財政的な事情もあって、その先の事情もあって、出資の形をとらないとまずいのかなというお話もたしかあったやのことも聞いておりました、ただお金を研究開発に出すんだとかということだけど、その研究開発がベンチャーとして会社の形をとっているの、そこに出資をして、出資であれば一定の経常支出ではなくなるので、財政的にも少し財源のとりやすさがあるというようなご説明を聞いた記憶があるんですけども、ただ、今回以降も、今の研究開発的な科技イノベ法などである意味ではそういうことを盛んに活発にしようということがあると思えば、非常にそこが増えてはくると。ほんとうにそこに対するガバナンスをどんなふうにかけるんだらうかという、そちらの話が実態論としては初めに来るのかなということですし、逆に言えば、そこというのは、当初の思いとその後の思いとが変わってきちゃったりもしかねませんので、その辺をどういうふうに着目をしていく話になるのかなと。そこは少し考えていかないと、むしろ、ガバナンスはかけてくださいという一定の価値観というか、方向性を持って、あえて絶対にはかけませんという話を、立証責任を出していただきながら、それはそれなりに連結ではないんだというようなこともあるかもしれませんが、反対に、ガバナンスかけますよと言っていたところを支配従属という、一般営利企業と同じような支配力基準の連結にするんだという部分、中川先生がおっしゃった、お金を出している以上は、ガバナンスかけないよという話は、法的規制とか何か方法論で株式会社というものに一定のシェアを持っていて、なおかつガバナンスかけませんというのは、何か実は難しいのかなというような気もいたしますので、これからの科技イノベ法で出てくる出資というものがどんな形になるのかというのが見えないところではあるんですけども、これから独法発のベンチャーを盛んにしようみたいな話だと、そこはむしろ一定のガバナンスをかけていただいたほうが、会計の話じゃなくて事業実態としても健全になるのではないかなという気がしますので、そういったことも制度論的に含めてここで一度ご議論いただくなり、リサーチしていただくということはとてもいいのではないかなという気はいたします。しかる後、会計の方法論が議論されていくということかという気はします。

【榎谷委員】 私も、理研の委員しているんですけども、理研がそういうベンチャーキャピタルをつくってビジネスをやっていくということですけども、あとは、研究開発

法人の理事長さんとかマネジメントと、それからベンチャーキャピタルのマネジメントとは方向性が全く違うんですよね。だから、余りにもガバナンスが強いと逆に問題が出る可能性もひょっとしてあるかもしれません。すばらしい理事長がいらっしやって、うまく仕切られればいいと思うんですけど、何か、研究者という立場から見ると、そういう経営者という立場と必ずしもイコールじゃないので。今まで理研発ベンチャーがありましたがかなかほとんどうまくいってないんですよね。余りにも研究者の方が口を出されるんですね。だから、うまくいってないですよ。もうちょっと、いや、ビジネスに論理があるよねと思っても、俺の研究はすばらしいというところからスタートするので、こんなもんじゃだめだという理屈になっているんですよね。だからそういう意味で、理研はある意味ではそれを排除するために少しベンチャーキャピタルというものをつくって、どこまでガバナンスをやっているかどうかわかりませんが、一応経営者を入れて、そこで任せてやっていると思うんですね。そこに何か変な、理研から口出しするのがどの程度いいのか。いや、したほうがいい場合もあるし、なかなか私も経験もないので迷っているというか、実態はどうだと。昔、すごくいろんなものを理研の研究費から、特に戦前から戦後にかけては出しているんで、ある意味、それはそれですばらしいと思うんですね。ただ、今の状況でそれが切り離されてしまって、しばらくずっとなっていますので、研究に専念しろとなっているので、そこからこれからまたもとに戻すのか、新しいものをつくり出すのかわかりませんが、そうなっていると思うんですよ。その今の研究をずっとやっているという人がどうやってマネジメントしていくかというのは、これはあんまり短期的に勝負しちゃいけないんだと思います。育てていかないと失敗もあるでしょうから。と私は思っはいるんですけど、実際、あまり口出しし過ぎてもいけないし、口出さなくてももちろんいけないと思うので、そのさじ加減というのは、この会計基準と直接関係あるのかどうか別として、難しいかなと。

【中川委員】 ガバナンスというと、また言葉の定義も広かったり、人によって解釈が変わるので、間違わないようにしなくちゃいけないと思うんですが、今後、対象が広がるといういい機会だと考えると、まさしく会計と別ですが、スタートされるに当たって、またケース・バイ・ケースだと思うんですけど、役割分担、出す側の独法はこういう部分をこういうふうに見て、例えば3年間、毎年毎年ちゃんと会計は見るんだけど、例えば2年たってうまくいかなかったらこうだね、そのマネジメントをやっている方をヒアリングするとか、入れかえるとか、多分そういう一つ一つのケースにおいて仕組みみたいな、

プラクティスみたいなものをつくっていくということは一方で必要だろうなど。

【樫谷委員】 そういった意味でも必要だと思いますね。

【中川委員】 はい。その中でお金を出した独法側がどこまで何をモニターするといいますか、お金を出した責任者としてどこまでやるか。Day to dayのビジネスとか投資判断に口出すというのは考えにくいですし、ただ、ほったらかしておくのもよくないので、そのあたりのプラクティスを、最初からでき上がるのが無理だとするならば、ある程度ガイダンスをほんとうは出しておいてさしあげるといいのかなと思って、その上での、それをどう会計で連結の形でどこまでのものをどう取り込むか、そのために最低限こういう情報を出してくださいね、体制は整えてくださいねというのは多分会計で決めることなのかなというふうに、最初見たとき思っていました。

【樫谷委員】 そういうグレイゾーンがあるので、資金供給ということで定義すれば、かなり幅広くまで、少なくとも範囲を広げるのでしたんですよ。支配というのは、どこまで何が支配というのは難しかったのかもわからないですね。我々の気持ちとしてもできなくて、結局、資金供給でやれば一応大きな網はかけられると。ところが、資金供給ですからね、流れているところは全部そこですよ。ところが、ガバナンスとか支配権とかいったときには、支配ってどんなことを支配って言うんだというようなところの議論もしなきゃいけなくなって、ちょっとはしたんですけど、十分な整理が当時できてなくて、どっちかというところとそっちで将来カバーができるよねと。

それから、財団法人についても連結をするという意見も実はあったんですね。財団法人って支配権も何もないよねと。あえて言えば理事を出しているとかいう形で支配はできるんですけども、持分もないしね。今は情報提供だけもらっているんですよ。

【梶川部会長代理】 そうです。

【樫谷委員】 そうですよね。ところが、たまたまある医療系の上場会社の顧問の人から相談があって、ある監査法人がもちろん監査しているわけですが、そこから医療法人を連結しろと、そういう話になったと。医療法人ですから持分権もそこはないところですよ。で、連結しろという話になっているんです。ただし、よく実態を見れば、医療法人にかなりの部分を外注していますので、一体と考えたらいいんですけども、別に支配権を持分権じゃなくて、要するにそちらのガバナンス、人事だとか、資金供給だとか、あるいは取引とかというところでカバーしているんですけども、ある意味ではそう言ってくると財団法人の連結ですね、ここも。私、財団法人の連結は企業要らないと思ったら、そこは

財団じゃなく医療法人ですけど、しているので、少し実質的な支配というものを昔と比べてもう少し幅広く企業も見ているのかなと思ったんですね。

【佐藤委員】 もう今、皆様がおっしゃったことに追従するような内容かと思うのですが、「出資の実態に鑑みて」という梶川先生のご意見がまさにそのとおりだと思います。私も科技イノベ法の今後の活用がどこまで展開可能なのかということ織り込むのが非常に難しいとっていて、国民のニーズと無関心な自己増殖とまではいかないかと思うのですが、パブリックマネーを提供している関係上、ある程度のガバナンスにかかわる説明責任は必要であろうと考えます。今後、説明責任を考えたときに、ある程度、出資目的とあわせて考えていく必要があります。単に連結財務諸表を出すのではなく、出資目的がすごいイノベーションを誘発するのであればイノベーションの成果を見ていかなくてはならないということになると思います。これは後半の4以降の開示情報にかかわるのかと思うのですが、基本的な指針や事業報告ガイドラインで示された、成果をとにかく見ましょうというストーリーを、どうやって連結のガバナンスとかあわせて考えていけばいいのかというところが正直難しいと感じているところです。

【中川委員】 次に、今言っていたので、論点の2を中心にしたところでいきますと、3ページ目の②の四角の中にある資本直入もあり得るかなと。昔ながらの保守的な方法でいけば、減価したときだけでいいじゃないかという考え方もあるんですが、とはいっても、未実現益を入れるというのも、保守的ではない部分ではありますが、昨今の環境ですと認識するということが重要だというふうにも思えますので、とすると、PLに計上するかわりに、この②のような形の直入はあり得るかなと、ご説明をいただいたときも含めてそう思っていました。

あと、③に関しては、確かに出資先の情報は開示されないんですが、これ、ノートの形とか何かの形で補完することはできるのではないかなと。より先ほどの出資の目的に合った判断を報告するという意味では、自由度が多少あるかなというふうには思いました。

私からは以上です。

【榎谷委員】 あともう一つ、先ほど中川さんがおっしゃった論点3のところですけども、当時の話、皆さんもご承知かもしれませんが、要するに、連結の範囲でわりと小さいところも全部連結するというふうに整理をしたんですよね。それはなぜかという、まず、重要性の考え方が少し企業と違うというのが1つ。それから、たしか持分法でも、そのほかのでもいいんでしょうけれども、確かにお金は例えば委託費が出ていて、ここに財

団法人なり会社があって、いろいろ費目に分かれているわけですね。だけど、金額からいうとほとんど同じですけど、しかし、明細は違うよねと。つまり、1ラインで出しているものがいろんなもので分かれている。人件費だとか分かれているわけですね。それを交えるだけでも意味があるのかなと。つまり、お金の使い方が中心だったので、別に人件費100が101になってもどうでもいいかなといえどどうでもいいんですけど、そういう重要性の観点が違うということで、当時はしたんです。それ、財務諸表がゆがんでいるかと言われると、重要性の観点からいうと、ゆがんでもいないし、十分判断できるという意味では問題はないんですけどね。

【会田委員】 連結の論点とは別ですけど、後で忘れそうなので、「その他の論点」について確認しておきたいんですけども、これは今回のスケジュールの中で検討の必要性について判断しろということなのかどうかを確認しておきたいんですけども。

【神谷管理官】 7月に共同ワーキングを開催いたしまして、そこでアンケートの内容についてご意見いただいた後に、7月の頭に各法人に減損の状況についてもあわせてアンケートをとりたいと思っております、その結果を8月ぐらいにまとめて、そのまとめた状況につきまして9月の中旬のワーキングで報告して、そこで検討が必要だということになれば、同じ今回の連結のトラックと一緒に動くということになりますし、そんなに急ぐことではないということであれば、また一周遅れてということもあるかと思っております。そこはアンケートをやってみて、結果を見てご相談させていただきます。

【会田委員】 わかりました。場合によってはこのスケジュールに沿って検討することもあるということですね、承知しました。

で、先ほど来いろいろ議論されている連結財務諸表の作成目的ですとか、連結の範囲に関連して、もう先ほど来、榎谷先生あるいは梶川先生がご指摘のとおり、当初は資金供給目的に限定して出資があるんだということだったんですが、状況は徐々に変わりつつあり、業務の効率性を発揮する観点から特定関連会社を実際に活用している例もありますし、それから今回の科技イノベ法でそもそも出資ができる法人が増えるとともに、また出資先も広がっていくと、そういう前提のもと、連結財務諸表をどうするのかということ議論していかなくちゃいけないということで、当初議論したときにも出てきたんですけども、組織のパフォーマンスを測定するとか評価をするという観点と、もう一つは情報開示、ガバナンスをちゃんと担っているんだから、少なくとも出資先の状況を踏まえて情報をちゃんと提供しなくちゃいけないと。アカウンタビリティの発揮ということでもいいのかも

しませんが。ということで、それ以外にもいろいろ連結財務諸表作成の目的はあるんですけども、ただ、前回議論したときには、あくまでも連結は情報開示に重点を置いて作成するんだということだったと思うんですね。

それで、悩ましいのは、今回特定関連会社の顔ぶれを実際に存在するだけじゃなくて予想もした段階で、果たして全部一律に言えるのかと。例えば個別で組織の評価に必要な情報は全部出して、連結はあくまでも補完的な情報開示でいいと言えるかどうかというのが非常に悩ましいところで、ですから、そういった意味では、最初に特定関連会社の予想される顔ぶれと申しますか、あるいは将来これは増える可能性があるわけですけども、それを踏まえて連結財務諸表をどのように位置づけていくかと、多分それを議論しなくちゃいけないだろうなと思います。その辺がどこまで想定できるかということで悩ましい問題だと思うんですけども、場合によっては、そもそも個別法、それからそれに基づく省令で手当てしなくちゃいけないと。その手当てに向けて会計基準で何らかのスタンスを示さなくちゃいけないのかなという気もするんですけども、どうしたらいいのかという、今、いいアイデアがあるわけじゃないんですが、その辺のところを最初に議論する必要があるのかなと思います。

以上です。

【中村部会長】 どうもありがとうございます。

今までの議論でいくと、支配権がないのに何で連結するのかとか、どうやって誰が利用しているんだという、そもそもの疑問がふつふつと湧いて来ます。従って、これを整理をしないと何かもやっとしているので、例えばこの出資に対する責任は誰が負っているのかとか、投資の目的を誰が誰をフォローするのかとか、レポーティングラインはどうなっているのかとか、何かその辺りがはっきりしないと、連結財務諸表を作成して相殺すると、いいのと悪いのが一緒になって、いいんじゃないかとなるかもしれない。独法を通して出資しているとすると、その独法の理事長の責任と権限はどうなっているのか、その流れてきたお金をどういうふうに変換と集中ができるのかとか、変換と集中はしなくても、でき上がりというか、PDCA回していると予定どおりいってないねとか、途中でやめたほうがいいんじゃないかとかいうことを理事長と理事の人たちが議論して、それはとめることができるのか、意思決定につながっているのであれば連結財務諸表を作成したほうがいいと思います。そうではなくて、資金供給目的で出資がなされているんだけど、その成果は主務大臣が直接見ているとか、まだよくわからないので、そういう整理をして、こ

ういうケースはこういうふうにしようよとか、もうちょっと具体的な議論をする必要があると思います。財務諸表というのは経営目的に使われるので、そういう目的ではなくて情報開示とすれば、開示を受けた人は何に使っているのか、今度はそうなるでしょう。誰がその連結財務諸表を使って評価しているのかよくわからない。独法は業務報告書を作成しますが、その中に連結財務諸表を使って何をするのかがあればいいんだけど、業務報告書との関係もわからない。

【樫谷委員】 中期目標が、個別のやつはあるんですけど、連結ベースの中期目標というのはいないんですね。

【中村部会長】 ないですね。

【樫谷委員】 ええ。だから、そこで支配権について議論したときには、マネジメントの話につながってくるので、ガバナンスとか。そうすると、中期目標も連結ベースでつくらなきゃいけないと。筋論からいえばですね。とりあえず情報、お金の流れはこうですよという非常に補助的なものであるならば何とかつくれたんだと思いますし、だから、役に立ってないですね。ほとんど使われてないですね。見もしないですね。

【中村部会長】 作成したが何のために作成していたのか、例えば事業報告書には連結の内容が全く出てこないとなると、今まではつくっているところはどうなっているの。事業報告書のMD&Aには記載されていないけれども、添付されているのでしょうか。

【大橋副管理官】 URだけが要約した連結財務諸表の記載をしているという状況になります。ほかの3法人については何らの記載もないという状況です。

【中村部会長】 記載というのは数字が載っているだけですか。そうではなくて、MD&Aで経営陣が自分たちの事業を運営する上で連結で見てどう評価しているかとかいうのは事業報告書に載っているのですか。

【大橋副管理官】 そのあたりの記載はありません。

【中村部会長】 それは業務報告書で記載するから関係ないということですかね。少なくとも形骸化していて、つくりゃいいんだろうという感じがするんです。

【梶川部会長代理】 これ、今までのお話で先走った議論になってしまうのかもしれませんが、科技イノベ法なんかも始まってみないとどういう形になるかわからないよねという部分はあつたりもすると思うんです、現状をお聞きしながらといっても。そういう意味ですと、何かこういうお話というのは、ほぼ8割原則こうだけど、逆にこうでない、民間の連結でも連結除外の例示的列挙みたいなのがあるのですが、何か特定要件で、これな

ら外してもいいかなみたいな議論をすとか、逆に、もちろんポジティブ要件決めて、それだったらやっってくださいみたいな、何かまだ見ぬ出来事なので、どちらかに整理をしないとなかなかそこは難しいのかなという、どちらを少数派というか、例外派にするのかというようなこと、もうちょっと話があってもいいのかなと。同じ実態というお話ね。

【中村部会長】 科技イノベ法で研究開発法人がベンチャーキャピタルに出資をすると。その目的は別に金を使いたいからやるわけではなくて、投資する科学技術開発の目的があるじゃないですか。だから、あるということは、本来、例えば理研がそういうことで出資しているのであれば、当然ながら、その開発法人の開発目的にリンクしていなければいけないから、それをマネージするのは理事長だと思います。その理事長は「いや、俺は知らない」という状況で金は流れないと思うので、そういう何か整理があって、科技イノベ法ってこうですよというのを突きつけたほうがいいんじゃないですか。いや、金は出すけど、責任は誰かよくわからないというのは、あり得ないと思います。全部内閣総理大臣に行くんですとか、そんなことはない。だから、その意思決定をした人が回収しなきゃいけない。回収という面でいくと、資金の面での直接的回収というのと、それから目標を達成するという面での間接的回収があると思うんですよね。例えば、「京」が今度何かにかわりましたが、あれだって、利益という面でいくと多分無理ですよ。だけど、その技術目標を達成することの重要性というのを決めて、認識してゴーをかけたのならば、それが達成できるかどうかだと思うので、そういうようなものは理事長のマネジメントの中でやるはずですよ。そうすると、それは、連結で見たほうがいいんじゃないかと思えますけどね。

【梶川部会長代理】 よっぽど例外的にそうじゃないんだという挙証が、あんまりあり得ないと思うんですけど、何かあるんじゃないの。

【中村部会長】 あり得ないですよ。

【榎谷委員】 そうなると、そういう理事長を持ってこなきゃいけないとなる。

【中川委員】 どういう投資の仕方を今想定されているのかによって、これもバリエーションは数多くあるから今決められないというのもあると思うんですけど、ベンチャーキャピタル的な形での間接投資とかになると、連結はつくっていいと思うんですが、本来見たいものが連結財務諸表で見えるかということ、おそらくそうじゃないことも起こり得ます。例えば、先ほど言っていた人件費が1本になって出てきますけど、もともと全く違うことをやっけて、全く種類が違うことをやっている方の連結、人件費で合算して何かいいことあるのかとか、インターカンパニーの取引が消えるというのはいいの

かもしれませんけど。

なので、話戻ると、中村部会長に言っていただいたとおり、類型化というか、そもそもの骨格、基本的には誰が責任をとってとか、そういうものを想定しているんだというのが何かスタートでないと、会計の基準をつくるのも。

【梶川部会長代理】　　そういうことですね。

【中村部会長】　　この研究開発のベンチャーキャピタル投資をすると、どう考えても子会社として出資する、その出資先は子会社だということは想像がつかない。あり得ないと思うんですよね。だから、民間と一緒に投資するわけでしょう。それを理研が出資しているとか、開発法人のその他のところが出資をしているから一緒にやろうというのはわかるけれども、100%子会社は多分ないと思うけれども、51%を持って開発をするって無理なんじゃないですか。人材がないよね。ああいうところに入ってくる人たちというのは、それなりの成果を実現して、一獲千金とまでは言わないまでも、その世界で成功したいという人がそういうベンチャーをやっているはずだから、国がやるってないのではないか。想像がつかないので、責任とか人材をどうやって集めるかとか考えていって、ケース分けして検討したほうがいいのではないかな。

【神谷管理官】　　わかりました。新しい法律に基づくものでも、研究開発法人発のベンチャー、ベンチャーキャピタル、成果活用等支援法人の3つがあるんですけども、その3つでも違うかもしれませんが、この出資するお金というのは基本的に運営費交付金ではなくて自己収入ということでやることになっていきますので、自己収入をどう使うかというのは基本的に法人が決めることの判断で使うと思いますので、責任は誰かということになれば、基本的には理事長ということに今回の法律に基づくものはなるんだと思います。その辺は事実関係など、新しい法律なので、どういうふうにやったらいいかねというので関係者の間でガイドラインみたいなものをつくって、研究開発法人に配っているものがありますので、その辺の内容をまとめさせていただきたいと思います。

その他の出資についても、実態上はともかく形式上は法人が決めた出資だと。であれば、当然、法人の責任でやっているということに、よっぽどこれをやりなさいというふうに中期目標の中で指示されているならともかく、裁量を与えた中でやるというのは独法の制度ですので、どこどこに出資しなさいというような指示がない限りは、出資先の選定というのは独法がやっているはずですので、そこについての責任というのは基本的に主務省に覆いかぶせるというのは話が筋としては違うのかなと思いますけれども、形式と実態という

のもあるのかもしれませんが、そこも含めてもう一度勉強し直したいと思っております。

【中村部会長】 でも、業務報告書には載るのではないか。あれ、1年に一遍じゃないですか。

【神谷管理官】 はい。

【中村部会長】 で、急に途中になってからこういう項目をベンチャーキャピタルに出資してというのを何も書かないでやるのですか。

【大橋副管理官】 中期計画や年度計画には書くことになっています。

【中村部会長】 書けばもう理事長の責任ですよ。

【神谷管理官】 はい。

【梶川部会長代理】 さっき中川委員がおっしゃられたことの第2の論点の②のことで、今、そういう意味ではベンチャーキャピタル的なものとかという自主的な開発投資みたいなのと、これ、結局、リスク値の高いものも含めて自身で行っていかれるみたいなことがあるとすると、損だけ出して益出さないみたいなのは、ベンチャーキャピタル的発想だと、評価をされるときに相当行動制約になっていく可能性はあるのかなという気はしてきたんですね。もともと不確実性もあるので、これでいいかなとは思っていたんですが、この経営努力による剰余金の使途という一つの制度の話と、このベンチャーキャピタルまで含む一群としての開発投資というものの評価と、これを論拠にというか、経営努力評価を論拠に損だけ出して益出さないという話でいいのかなというのが、むしろアグレッシブにこういう開発をしてほしいという話をもし背中から押しているとする、何だか損だけ言われちゃってみたいな感じになられるのがいいかどうかというのは、ご検討を皆さんでもしていただければと思います。

【中川委員】 資本直入だからPLに響かないというか、見ないというわけでもなくて、どこで見るかということですので、短期的に期間損益で見るべきか、そうはいつでも、上がりもあれば下がりもあるんだから、今の自己資本は理事長の範囲でやっているということに鑑みれば、そこも含めて理事長さんが見ているので、資本直入でもいいのかなというふうな。上がり下がりがあるものという前提ですので。

あと、目的とかも全部細かく読んでない状態ですけど、必ずしもエグジットしてとかもうけるということが主の目的ではおそくないと思われまので、稼ぎましたねということをもってして別に褒めてというか、褒められるというか、評価されるということではないということに鑑みれば、この②の括弧の中の形だとしっくりくるかなというふうな思っ

たのが、最初の私のコメントでございました。

【中村部会長】 従って、これも具体的なケースで考えないと、独法が研究開発のテーマを探してこれがいいなって思って出資しようという場合、独法の収入から出資するのだと思いますが、100%ではなくて、民間企業と組むのだとすると、組んだ民間企業が未来永劫投資回収しなくていいということはありませんか。株主間協定書に何を書いてあるのかとか、民間と組むという前提で考えたときの契約の内容については整理しておいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

当社も研究開発法人のベンチャーへの投資を始めましたが、それには目ききが大事じゃないですか。無手勝にばらまくというのではなく、目的と開発のタイミングが市場性がどれほどあるものかとか、そのための人材をどうやって集めるのかといった点を検討します。そうすると、日本だけじゃなくて海外にまで対象が広がります。日本発だけの開発ではないと思いますが、そういったときに誰が検討し、誰が意思決定するのか、そのガバナンスが大事です。そうすると、独法の中でそれをやれる人がどれ程いるのかを把握しなければいけない。結構大変だと思います。

【樫谷委員】 国立大学法人はどうしているんですか。

【大橋副管理官】 国立大学法人は、産業競争力強化法に基づく出資をしているんですけども、そちらについては、会計基準のQ&Aで投資事業有限責任組合も含めて全て連結するという形にしています。

【中村部会長】 独法でもGPIFみたいにリミテッド・パートナーシップ組合つくってやっているというのがあります。あれは、連結じゃなくて個別の決算書にそのまま毎期の評価が入ってきます。連結子会社ではないけれども、出資の評価はプラスもマイナスも運用だから時価会計で計上しています。別に資金の裏付けがあるかないかというのは、未来永劫回収しないということであれば、裏付けはあるんじゃないかと思います。評価益になるものがあつたら見せてほしいですね。

【大橋副管理官】 この裏付けという意味は、将来の現金が予想されるかどうかというわけではなくて、ほんとうに資金が動いたかという意味を指しています。それはなぜかといいますと、経営努力認定の利益については、その利益の裏付け、現金の裏付けが必要なので、この②で「資金の裏付けのない」と表現をさせていただいています。

【中村部会長】 しかし、独法の理事長、理事等、経営陣がここに投資をしようとする場合、民間と組んでやったほうが成果が上がると考えて活動していて、それでよかったら、

投資の成果が出ているわけじゃないですか。

【大橋副管理官】 はい。

【中村部会長】 それは何で評価対象外になるのかがよくわかりません。

【梶川部会長代理】 そういう意味で、この経営努力認定による目的積立金のようなお話は、会計数値そのものからストレートに持ってくる数値でもないところがあるので、スクリーニングを一度される余地があると思うんですね。そのスクリーニングの中でどういうふうにするかみたいなこともあり得ないわけではないと思いますので、会計的にどう扱うほうがよりわかりやすいかということと、ここの今のご要請を何かこの分はプラスだ、マイナスだというスクリーニング対象にされるという手もないではないかもしれませんので、中途半端な言い方で恐縮ですけれども、両者組み合わせていろいろなご意見の整理にもなり得るかなと思うんですけど。普通の利益でも経営努力に入らないものは幾らでもありますし、逆に、一定の数値を入れるということがあるのかどうかということもある。それをやり出すとわかりにくくなっちゃうんですけども、そんなに年がら年中起こることでなければ、そんなことも考えられないことではないかなという気がするんですね。

【中村部会長】 なかなかイメージが湧きませんね。会計手法からいけば、FVTOCIだとかFVTP Lがあるので、やりようがあるように思います。レポーティングラインやフィードバックはどう行なわれ、それをどう評価するか。意思決定したものを評価する体系の中に財務諸表はあるべきだと思います。そういう整理をしてワーキングで議論したらいいのかなと思います。このまま7月5日にアンケートどうするとやっても、アンケートを出し直さないといけないんじゃないかという気もします。

【樫谷委員】 理研の場合は、理研発のベンチャーキャピタルをつくるんですね。で、そのベンチャーキャピタルがそれぞれの会社に投資するわけですね。したがって、この会社は株式会社なので、ベンチャーキャピタルの会計基準がどう出るようになっているか私もよくわかりませんが、ベンチャーキャピタルの会計基準でここの決算書つくることになりますよね。と考えるといいわけですね。それを理研にどう反映するかということですね。

【梶川部会長代理】 それはもう理研全額出資のような、それは全額出資でやらなくちゃいけない。

【樫谷委員】 そこが実際出してほかのところと連携してやると、こういう話だったんですね。

【中村部会長】 それはファンド管理会社でしょう。

【榎谷委員】 おっしゃるとおりですね、ある意味では。

【中村部会長】 そこが一番大事ですよ。その意思決定をどういう分野とかどこに組むとか、それはなぜかと。将来を考えたときに重要になるとか、あそこを組むと人材はものすごくいいとか、何か特徴があってそこへ行くわけじゃないですか。だから、そのファンド管理会社に目ききがないといけません。実現するんだって決めたものを実現すると、どういうことが日本に起きるのかとか、理研というか、そのファンドに常に見ている人がいないといけない。

【榎谷委員】 理研はでも、そのベンチャーキャピタルは基本的には収益を目的にしていると思うんですね。2種類ありまして、理研が研究したものを、どこかと組んで、そこを経由にベンチャーキャピタルに出資するというパターンと、持ち込み相手みたいに、理研に助けてもらいたい。このいい研究があるんだけど、中途半端なので、理研と組むことによって、広い意味では理研と関係する研究なので出資してもらってさらにいこうという、この2つのパターンがあるんですね。

【中村部会長】 そうすると、財務諸表つくるのはいいと思いますけどね。

【榎谷委員】 そうですね。それから、今までどうだったかという、特許収入は多分2、3億あるんですね。でも、特許費用、維持する費用が4、5億かかっているんですよ。いつも赤字ですよ。たまたま偶然高いときもあるんですけど、それじゃだめだろうと。とにかくもうけようというところの中で、もうけたものをもっと研究に出すべきだというのが思想なので、目的はもうけることだと私は理解していますけどね。議論の中でですね。だから、部会長おっしゃったように、ガバナンスをしっかりとしないと目的を達成できないと。

【中村部会長】 ちゃんとそこで連結されていけばね、道路公団のようなことは起きない。

【榎谷委員】 研究がうまくいっているのか、うまくいったかどうかわからないけど、結局成果が上がらなかったよねというふうになってしまうので、そのさじ加減。でも、そんなこと言ったら何も進まないの、失敗を何回か繰り返しながらまたレベルアップしてもらった方がいいかなというふうに私は割り切っているんですけどね。

【中村部会長】 それも例えば理研の与えられたミッションを達成する上での手段だから、それを含めて、こういう活動をしているとか、アクションプランがこれだとか、課題

がこれだとか、経営陣としてどう評価し、目標年度に向かって何をやっていくのかなどがきちんと事業報告書に記載されているとすごく事業報告書を読みたいという気になりますよね。

【樫谷委員】 そうですよね。そうですね。どんなところに投資しているのかということが。

【中村部会長】 金を出すけど、回収しなくてもいいんだという考えがあるような気がします。

【樫谷委員】 そう、極めて無責任なことになっちゃっているんですよ。

【中村部会長】 もうちょっと整理しないと。ふわっとしている気がします。

【大橋副管理官】 なお、先ほどおっしゃられた研究開発法人のベンチャーキャピタルとかベンチャーに出資をする際のガバナンスについては、先ほど事務局から申し上げたガイドラインというものがございまして、そこに例えば管理者の設置ですとかというのは書かれておりますので、各法人においてはこれを守って出資をするということになっていきます。

【中村部会長】 それでは、次に論点4から論点6まででご意見をいただけますか。

【樫谷委員】 論点5は、理屈上は全くそのとおりですが、連結セグメント情報を簡略化するというのはどういうことが出るんですかね。むしろ企業では連結セグメントを充実しろという流れになってきていますよね。どんなことを意識しているんですかね。

【大橋副管理官】 それは、例えば個別財務諸表で出資先の情報を拡充した場合に、これまで連結のセグメント情報に書かれていた情報の一部については、そちらの個別のセグメント情報で代替できるのではないかと考えられます。

【樫谷委員】 それはわかりました。情報全体を整理しようということですよ。

【大橋副管理官】 はい。

【中村部会長】 さきほどの理研のように、ベンチャーキャピタル投資が理研の開発目標の手段になっているような場合は、むしろ連結で事業報告書作成したほうが良いような気がします。個別でやっていると虫食いで全体像が理解できないような気がします。そうするとまた、法律の改正が必要となるのか。事業報告書は連結ベースで書けとかいうのは問題ないのかな。

【大橋副管理官】 そうですね、事業報告ガイドラインの改訂は必要になるかと思いません。

【中村部会長】 制限なく考えればいいのだよね。業務方法書を連結でつくれというふうになるのかな、理研の場合は。そこは結構変えなきゃいけないということですか。

【大橋副管理官】 もしそうなれば、変える必要があるかもしれません。

【中村部会長】 そうですね。ガバナンス面からいくと、業務方法書にないと評価できません。独法評価制度委員会で評価するとき、業務方法書に基づいてチェックしているんですよ。あまり意味がないなっていつも私が言っていますがその整理もしてもらったほうがいいのかな。ガバナンス、何のためにガバナンスをかせるのかがよくわからない。

例えば論点4の連結財務諸表の体系ってありますけれども、今現在、実際にどういうふうにご利用されているのかとかいうような整理はあるのですか。資料2を見るとよくわかりません。

【中川委員】 1つだけいいですか。

【中村部会長】 はい。

【中川委員】 事前にもいただいた資料の、ここで言うと参考資料6の6ページ、連結って何だっけなとってここに戻ったんですけど。連結財務諸表の作成目的というのが書かれていて、公的な資金がどのように使用されているかを示すことを主たる目的にしている、独法の評価は、個別財務諸表により行われる必要があるというふうに注82の2というところにありまして、このあたりが今回新しい形を想定したときに必ずしもそうではないものも出てくるのではないかと思って、それで冒頭の話に戻って、そもそもどういう立付けで、どういう形かというのはインストラクションか何か出しておかないと、今までこの世界でやってこられた方々がいきなりベンチャーキャピタルですとかどこか出資ですってなると、結構悩ましい方々、何のための連結財務諸表ですかということなので、済みません、と思ったのが最初です。

【梶川部会長代理】 論点4、5の整理も、こういう活動で子会社投資が増えるというものの、あくまでもまだ個別でのご評価なり決算が中心という発想から来てもおられる部分ですよ。だから、逆に、連結活動が連帯倍率がそれこそ何十%にもなるような話だと、先ほどの事業報告なり何なり全てが連結に行くけれども、今の状態だと行政コストにしても、個別はいずれにしる、今の民間のように連結中心で個別省略云々じゃない。情報量としてですね。どうしても個別を中心に足し算すれば連結でもわかるよねと。5番も、それに似たような感触だということでしょうかね。その辺が、どちらが主要財務諸表かと考えるのは、経済実態によられてはくると思うので、今の段階だとこういう感じでしょう

か。

【会田委員】 立て付けで個別中心と連結中心がもし出た場合には、この辺は気をつけて整理する必要があります。

【梶川部会長代理】 もちろんですね。

【中村部会長】 国からまず独法に流れるお金があって、そのお金から、その出資先、新しい例えば子会社をつくったりして、連結対象になれば子会社になるわけだから、そういうところに出るお金が全部出資で来れば、バランスシートを相殺して、実際に使ったお金は子会社のところに出ていますねということで子会社を見ればわかるのかなと思うのですが、それが補助金とか交付金とかで流れて出資として、子会社に行くとなると、親独法のPLとか見るとわけわからなくなってしまう気がします。いろんなケースの事例が欲しいです。連結相殺がどういうふうに行われているのか。バランスシートとPLの関係なのか、バランスシートとバランスシートの関係なのか、PLとPLの関係なのかというのがよくわからないと感じています。

で、どう使われているかとかいうのは、この論点の1から6まで全部統一した話じゃないかな。どう使われているかというのと、理事長とかの責任の範囲と連結の範囲が合っているかどうかじゃない。

【樫谷委員】 理事長が説明できないものもあるんですよね。

【中村部会長】 説明責任というのは、ミッションがあって、それを達成するための権限があって、説明責任が出てくると思います。その辺りについて独法の実態に合わせて整理すべきではないか。独法というのは、独法の数だけ種類がありますので。

【樫谷委員】 そうです。お金の出し方も独法の種類というか、出しやすいものから出している。出資は投資的経費で出しやすいとか、通常の経費は補助金は枠があるから出しづらいとか。

【中村部会長】 なるほど。

【樫谷委員】 だからこっちで出そうとかね。何かそんないろんな、いや、今どうなっているかわかりませんが。だから、赤字資金の補填に出資をね、もう赤字になるのも決まっているのに出資して出すというのは、どうしても先送りですよ。

【中村部会長】 そうですね。

【樫谷委員】 そういうことがよくやられていたと思う。

【佐藤委員】 大きくつけ加えることはないのですが、今のお話をお伺いしていて、と

にかく法人自体に色々なパターンがあるということと、その中でも出資の仕方にパターンがあるので、それを、連結が非常に重要である一方、1個1個の資金の流れに対する説明責任もあるため、注記まみれになるほど細かく記載するのか、その辺はわからないのですが、より説明責任に沿ったものを考える必要があると思います。また、後ろのアンケートのところで、たしかこの間お伺いしたら、作成主体の方々にアンケートをするというお話だったのですが、今回の連結の場合はどちらかというと経営の管理目的というよりは外部利用者のガバナンスチェックなどにも使われるのであれば、利用者の方の視点というものもヒアリングすると参考になるかと思いました。

【中村部会長】 主務省庁にもちゃんと、「連結財務諸表使っていますよね」というアンケートを出さないといけない。

【佐藤委員】 ほんとうに連結にしたときに、どこがガバナンスをチェックする上で見るポイントになるのかというのは、なかなか作成主体だとわからないと思う。

【中村部会長】 そうですね。主務省庁は業務方法書を変えなきゃだめだなとか、そういう話でもあるかもしれない。

【佐藤委員】 さすがに、国民とかまでいくとわからなくなってしまうと思うので、より利用度の高い方の意見を聞くべきだと思う。

【中村部会長】 そうですね。国民にアンケートは難しいですよ。

【佐藤委員】 それは、厳しいと思います。

【中村部会長】 作成している実務者に聞いてもしようがないかもしれませんね。何のために必要なのかを主務省庁と理事長に聞いた方が良いと思います。

【中川委員】 内容によりますよね。「つくるの大変ですか」という質問だったら、つくっている方でいいと思うんですけど。「どう使われていますか」というのは確かに。

【中村部会長】 そのほうが、大事だろうと思います。

【中川委員】 大事。

【梶川部会長代理】 ただ、難しいのは、今の話であれば、この4法人だけなわけですよ。

【大橋副管理官】 連結については現在4法人だけです。

【梶川部会長代理】 連結についてはね。だから、どうしてもこれから来る話についてのどういう実態かという話に近いところがあるので、その多分ガイドラインから想像される事態についての、ないしはご方針についてみたいなのを聞いていただく話にはなる

かもしれませんので、その辺、どういう形がいいのか、考えていただいて。主務官庁として、この科技イノベ法をどう使うか。

【中村部会長】 施行されてやろうとしたときに、あなたたちはどうマネージしようと考えていますかということじゃないですか。

【樫谷委員】 主務大臣として。

【中村部会長】 はい。

【梶川部会長代理】 そのときに独法をどう使うかという。

【樫谷委員】 何を期待してするかですよ。

【中村部会長】 そうですよ。

【梶川部会長代理】 いずれにしろ、可能性とか目的とかを。

【樫谷委員】 連結が附属的になった場合に、また論点のところに戻っちゃうんですが、そんなに細かな情報をどこまで出すのかという話になって、先ほど重要性の問題で少し言いましたけど、全てを連結するという思想は、思想として間違いじゃないんですよ。確かに細かな情報まで出すんだと。しかし、出してどんな意味があるのかという観点ね。つまり、むしろコストのほうが高いよねということも費用対効果の話であると思うので、税だから、税財源なので非常に厳密にやるべきだと、こういう論点と、いや、そんなことやったら税の無駄遣いだという論点と、2つあるわけですよ。以前はどっちかという税は非常に大事なものです。大事であることは今でも変わらないんですが、その論点を中心はずっとやってきたというのが実態なので、今、それをやることによってどういう効果が出るんだとか、それで無駄遣いが防げるのかとか、国民が何を見て、どこを見て、どう判断するのかとか、それだったら別の説明ができるよねとかね。

【中村部会長】 独法って、会計検査院がみんなチェックするんですよ。

【大橋副管理官】 そうです。

【樫谷委員】 国が出資しているところは。

【中村部会長】 そっちのほうに効果ありそうな気がするけど。あつちは権限があるじゃない。

【梶川部会長代理】 そういう意味では、この論点1の枠囲みのところで、これ、多分、財団法人とか公益法人とかを変にくっつけて相殺しちゃうと、かえって透明度ないよねみたいな話で、個別の財務諸表における情報の拡充がというお話で、これの延長線上で考えると、例えばファンドみたいに、理研ファンドなんかは、理研ファンド自身の情報開示と

いうほうが、むしろあわせるよりはよりわかりやすいよねという。もちろん、理研が責任を持っているんですけれども、ファンド自身のマネジメントのパフォーマンスみたいなものは、理研そのものの中に入れて見るよりは見やすいかもしれないみたいなこともないではないかもしれませんが、そういうような個別財務諸表、理研の場合には多分連結つくるんでしょうけど、その対象となる組織体に合う個別の情報開示というのもすごくあり得るんじゃないかなという気はしますけど。

【中村部会長】 お金がちゃんとその中で回っているところを連結で見るといいよね。国のいろんなところからおなかかして金が流れているところは、報告が理事長じゃなくて主務省庁に行っちゃうところがあるのか。それとも報告が理事長で閉じているなら全部理事長の責任だから、連結で見てトータルだめなら理事長の評価を下げるのかというふうになるんだろうと思うんだけど、そういうのもあるのか前に聞いたから、例示しようよ。どうもわからない。金は流れてくるんだけど、理事長は意思決定させてもらえないとか、政策目的で金が流れているやつはそうなのかな。それは今、連結財務諸表はつくってないの、そこは。

【大橋副管理官】 政策目的で資金供給をしている法人は、連結財務諸表つくっているところ以外にもあるんですけれども、それはあくまで特定関連会社に当てはまらないのでつくっていないという。

【中村部会長】 そうなんだ。

【大橋副管理官】 はい。

【榎谷委員】 今、金融機関などから調達をしているという独法というのは、URや住宅金融支援機構などですよ。あれ、外部からファイナンスしているんですか。財投だけですか。そういう独法の分析を投資家はしているんですかね。

【中川委員】 例えば、証券サイドだとそういうことのお手伝いはしていて、ただ、投資家さんに伝える工夫はするんですが、実は関心事がどうやっても国が最後見てくれるところでは、個別の独法さんの情報、URさんぐらいなら違うのかもしれませんが、それ以外になるとあまり個別性というところは情報として価値が高くはないといえますか。

【榎谷委員】 そうですよ。

【中川委員】 ええ。ただ、内容の説明とかということではきちんと開示していただいているのをわかりやすく投資家に伝えるために、証券会社というのはきちんと資料もつくるのをお手伝いはするんですけど。

【榎谷委員】　　そうですね。国債買うのと似たような感覚を持っている人もいますよね。

【中川委員】　　そうですね。要するに、元本の保証をされているレベル感という判断からすると、結果、イールドもそんなに変わらないですし、独法さんですね。

【榎谷委員】　　何か少し変えるわけにいかないんですかね。少し。

【中川委員】　　海外だとそういうインセンティブというか、モチベーションはあるようには聞いておりますが。

【榎谷委員】　　そうですか。

【中川委員】　　ええ。

【中村部会長】　　あと論点7の改訂会計基準の適用事業年度、①にするか、②にするか。

【榎谷委員】　　今のような状況の中で間に合わない。

【中村部会長】　　何か放っておいても②になるというような気がしますが、もうすぐ6月ですよ。

【大橋副管理官】　　そうです。

【中村部会長】　　もうちょっとすると夏休みがあって、3月にとって何かとっても難しいような気がしないでもないけど。

【榎谷委員】　　どう割り切るのかですよ。

【大橋副管理官】　　そうですね。

【榎谷委員】　　我々だけで割り切れればそれでいい話なのかね。委員会なりワーキングでね。

【中村部会長】　　ああ、そうか。

【榎谷委員】　　ええ。

【中村部会長】　　この令和元事業年度の財務諸表が、個別は変わったんだけど、連結つくっているところが古いままになっているという、そういうことですか。

【大橋副管理官】　　そうですね。これが作成されるのは令和2年の春になりますので、そのときには、②の場合は個別と連結で泣き別れるというところですよ。

【榎谷委員】　　様式も違っちゃうわけね、そうすると、財務の。体系も違っちゃうわけですね。

【大橋副管理官】　　体系も異なります。

【榎谷委員】　　なるほど。

【中村部会長】 そうか。早くやっちゃいますか。

【会田委員】 内容がどうかによって違いますよね、これね、どっちかというのは。大幅な改訂だったらとても間に合わないということになりますし。

【樫谷委員】 様式だけをやるならばね。

【中村部会長】 事業報告書に連結を今現在使ってないとすると、何か大した影響は出ないような気がします。添付書類が違うだけでしょう。

【大橋副管理官】 そうです。

【中村部会長】 URは違うのか。

【大橋副管理官】 URはそうですね、連結の情報を事業報告書に記載しています。

【中村部会長】 しているから。そうか。急いでやっちゃえば、時間的余裕がないこともないんじゃないの。

【大橋副管理官】 準備の時間がとれないかもしれないというところと、あとは、会計監査が一定程度進捗している可能性があるので、手戻りになるというところがあるかもしれません。

【中村部会長】 そうだね。

【大橋副管理官】 例えば当初、連結集団の監査を想定していたけれども、基準改訂により連結をつくらないこととなった場合に、重要性の観点からどの法人をどのように監査するかというのが期中に変わるかもしれません。

【梶川部会長代理】 でも、結局、URだけですよ、多分。特定以上の重要性があるところは。

【大橋副管理官】 そうですね、重要性があるというのは、子会社にというところですかね。関係法人集団で運営を行っているという意味では、URがかなりそちらに近くて、ほかのところは政策目的の資金供給というふうには聞いています。

【中村部会長】 このJOGMECとか中小企業基盤整備機構とか。

【大橋副管理官】 はい。

【中村部会長】 これ、意思決定には関係ないのですか。

【大橋副管理官】 とまでは言い切れない状況で、それについては今後、アンケートやヒアリング等の結果などに基づいて検討していきたいと考えているところです。

【中村部会長】 個別と連結財務諸表は、もともと昔から一緒ではない、民間企業だって。個別財務諸表は日本基準で作成しているけれども、連結はIFRSやUS-GAAP

で作成しています。違う規範で作成しています。だから、個別財務諸表で用意している財務諸表の種類と連結財務諸表で用意する財務諸表の種類は違うので、間に合わなければ違ってもいいんじゃないかと思います。連結は連結で、個別は個別。規範が違うから。用途が違うからね。どうもこれも何となくというか、連結は使ってないというのが、重要性がそんなになれば泣き別れても別にいいんじゃないかなって思いますけど。

【神谷管理官】 いずれにしても、これ、この5のスケジュールというところとおりに行けばという前提でご議論いただいていますので、これより前倒しでもし話が進むようであれば元年度というのものもあるでしょうし、これよりも後ろに行けば当然それは無理ですので、それは今ご議論いただく内容というよりは、もうちょっと進んだ段階でもう一度ご議論いただく内容かなとは思っております。

【樫谷委員】 でも、連結をやめちゃおうという意見というのがあるんじゃないですか。

【大橋副管理官】 第12回の共同ワーキングの際にアンケートをとっているんですけども、その際に、UR以外の法人はあまり連結財務諸表を活用していないという状況がありましたので、やめたいという意見があったというわけではないんですけども、実態を踏まえて検討したいと考えています。

【樫谷委員】 いや、それがポイントでね、要するに、使いもしないものをつくってもしようがないですよ。だから、逆に、どうやったら使ってもらえるかという議論も必要なかなと思うんですよ。いや、それ、どうやって使っても使いようがないのであれば、それはやめたほうがいいです。それから、でも、今だと使ってもらえないけど、こういうふうに書いたら、理屈上はいろいろあるかもわからんけど、そっちなら使ってもらえるというふうにすれば、どういう制度設計が一番いいのか、そういう観点で見てもらってもいいのかなと思う。

【中村部会長】 理事長の責任と権限に合わせて決算書がどうあるべきか。責任は本来あるはずなのに、内部管理に使ってないからつくらないというと、それはおかしいし、ミッションないのに連結財務諸表つくられても使いようがないだろうというものもあるし、それをきちっと整理して、だったらつくろうとか、だったら要らないとかいうふうにすればわかりやすいんじゃないでしょうか。

【大橋副管理官】 おっしゃるとおり、目標と計画と評価についてその前提を連結とすべきなのか個別とすべきなのかが重要だと認識しています。また、連結グループベースで理事長の評価が行われているのであれば、連結財務諸表をつくるべきというような考えもある

かもしれません。

【中村部会長】 次回に向けて整理をよろしくお願いします。

あと、その他の論点が残っておりまして、先ほど会田委員からも確認がありましたが、減損について。

【会田委員】 減損をこのスケジュールの中で検討するのは無理だと思うんですが。もし見直しが必要だとなった場合ですけれども。

【樫谷委員】 今、どういう課題が実際にあるんですか。

【会田委員】 そもそも減損の実態がどんなものかということですね。実際には減損の会計処理をしているところが少ないと。ただ、今、少なくとも、もしそういう事態になった場合に当然必要じゃないかなという気はするんですけどね。

【大橋副管理官】 今回「その他の論点」に記載しているのは、固定資産の建物とかそういうものの減損を想定しております。資産の評価という意味では出資の評価と同じくくりにはなりますので、一緒にアンケートをとらせていただきたいと考えているところでございます。

【会田委員】 まず、これに当てはまるものがどういうものかという、そこから検討させていただきます。

【梶川部会長代理】 それは非常に興味深いですよ、十何年間に。その後やったのかというので。サービス提供能力の低下について。

【中村部会長】 そうなの。

【梶川部会長代理】 はい。理屈はえらい難しそうな理屈だったんですけど、現実はどうなったのかという。

【会田委員】 狭くしたんですよ。

【大橋副管理官】 企業会計とは異なりまして、収益性の低下というところではなくて、サービス提供能力と資産の価値のところでは評価をしているというところがあります。

【樫谷委員】 キャッシュ・フローだと、キャッシュを生まないものがいっぱいあるので、そうすると、使っているか、使っていないかというところのサービス提供能力という言葉にかえてですね。

【中村部会長】 それの回収可能価額ってどうやって計算するのですか。

【樫谷委員】 いや、それは時価にして、処分価格にして。

【梶川部会長代理】 使用価値と売却可能価値があるので、使用価値のところはサービ

ス提供能力の減衰部分をもととの買った値段から割り引いてみたい。あと再調達価格とあって、そんなような感じ。

【中村部会長】 「その他の論点」については、これもあわせてやるけれども、5のスケジュールに合うかどうか。

【神谷管理官】 アンケートの結果を見て、そこでまたご相談させていただこうと思います。

【中村部会長】 まとめ方は大変だなと。その辺りは何となく、今、伝わりましたので。で、スケジュールは、これを基本にして、前に倒せるか、後ろに行っちゃうかというのは進捗を見ながら決めるのですか。

【神谷管理官】 そうですね。このぐらいで行ければいいなどは思っているんですが、共同ワーキングになるとまた財務省側の先生方もいろんな意見をお持ちだと思いますので、そこでまたいろんな論点が出ると思いますので。

【中村部会長】 はい、わかりました。

本日は大体こんなところで当初の目的は到達したかなと思うんですけども、あとは、予定の時間には近くなってきましたが、今日いただいたご意見とかご質問を踏まえて具体的な課題の検討を、もう既に出ていますけれども、共同ワーキング・チームで行ってみたいと思います。今後とも積極的な参画をお願いいたします。最後に事務局から今後のスケジュールについてもう一度お願いします。

【神谷管理官】 本日はどうもありがとうございました。今、中村部会長からお話しいただきましたとおり、共同ワーキング・チームで今後議論いただくことになるのですが、次回の共同ワーキングは7月5日に開催する予定でございます。それまでに、今日いろいろいただいた宿題などについてはできるところからまず片づけて整理していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

【中村部会長】 それでは、今日ご参加いただきまして、ありがとうございました。次回以降、共同ワーキング・チームでの検討になりますので、引き続き議論に参画いただきますようによろしくお願い申し上げます。

本日はこれで散会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上